

---

プロジェクト	資金決済時法上の「電子決済手段」の発行・保有等に係る会計上の取扱い
項目	電子決済手段の期末時の評価に関する検討

---

## 本資料の目的

1. 本資料は、電子決済手段の期末時の評価に関する検討を行うことを目的としている。

## 事務局提案の要約

2. 本資料における事務局提案の要約は、次のとおりである。

電子決済手段の貸借対照表価額は、原則として、電子決済手段の券面額とする。また、一定の場合には、企業会計原則注解（注 18）に従って引当金の計上の要否を判断することが考えられる旨を結論の背景に記載する。

## 検討の経緯

3. 第 497 回企業会計基準委員会（2023 年 3 月 8 日開催）及び第 155 回実務対応専門委員会（2023 年 2 月 27 日開催）においては、電子決済手段が要求払預金に類似する性格である資産であると整理した。また、これまでの実務対応専門委員会において、保有する電子決済手段に対して常に貸倒引当金を計上するほどのリスクがないことを踏まえた定めすべきとの意見が聞かれていた。これらを踏まえ、次のとおり、実務対応報告の本文に記載することを提案した。

(HP では非公表)

4. 前項の提案に対して、第 497 回企業会計基準委員会及び第 155 回実務対応専門委員会では、様々な意見が聞かれた。

## 企業会計基準委員会及び実務対応専門委員会で聞かれた意見

5. 第 497 回企業会計基準委員会及び第 155 回実務対応専門委員会で聞かれた意見は、次のとおりである。

### 会計処理に関して事務局提案に賛成する意見

- (1) 電子決済手段の期末時における評価について要求払預金に準じて取り扱うという事務局提案に賛成する。(第 497 回企業会計基準委員会)

#### 貸倒引当金の計上について記載する必要はないとの意見

- (2) 電子決済手段の貸倒引当金の計上要否に関して、預金と似た性質であると考えれば、預金は期間が短期であるため、その時価は基本的には帳簿価額で評価されることになると考えられていること、及び社債の信用リスクの検討と異なり、金融機関に対する貸倒れの発生可能性は極めて低いと考えられる。したがって、貸倒引当金の計上について記載する必要はないと考える。(第 155 回実務対応専門委員会)
- (3) 預金に貸倒引当金を計上するという実務は一般的ではないため、電子決済手段の貸倒見積高を預金に準じて取り扱うと記載した場合、理解が難しいと考える。(第 155 回実務対応専門委員会)

#### 評価に関する取扱いを結論の背景に記載する方が良いとの意見

- (4) 電子決済手段の貸倒引当金の計上については、貸倒リスクが非常に低いと整理していることもあり、本文に記載するのではなく、結論の背景に記載するという方法でも良いと考える。(第 155 回実務対応専門委員会)

#### 結論の背景において換金リスクが低いことなどの補足を記載すべきとの意見

- (5) 結論の背景において、電子決済手段は預金と同程度に、貸倒リスクが低いと記載することが望ましいと考える。(第 155 回実務対応専門委員会)
- (6) 電子決済手段の貸倒引当金の計上に関する記載については、電子決済手段全体にリスクがあるためではなく、外貨預金を利用したスキーム等、電子決済手段の種類や発行者によっては、供託が行われず、預金保険でカバーされない場合が想定されるためである旨を、結論の背景に記載した方が良いと考える。(第 155 回実務対応専門委員会)

## 事務局の分析

### (電子決済手段の換金リスク)

6. 電子決済手段においては、発行者(外国電子決済手段においては、電子決済手段等取引業者(仲介者))に対して所要の規制が課されていることで、金銭による払戻しの履行が担保される仕組みとなっている。
7. 預金においても、金融機関に対して経営の健全性を確保するための様々な規制が課されており、この点で、電子決済手段の換金リスクは、要求払預金で想定される信用リスク

と同程度であると考えられる。金融機関に対する貸倒れの発生可能性と同程度に、電子決済手段の換金リスクも低いと考えられる。

#### **(電子決済手段の期末時における評価に関する検討)**

8. 第155回実務対応専門委員会においては、電子決済手段が要求払預金に類似する性格であること及び換金リスクが通常低いと考えられることも踏まえ、本資料第3項に記載の「貸倒見積高に基づいて算定された貸倒引当金が計上される場合は、電子決済手段の貸借対照表価額は、電子決済手段券面額から当該貸倒引当金を控除した金額とする」ことを実務対応報告の本文に記載するという事務局提案を行った。
9. これに対して本資料第5項(2)から(6)に記載のとおり、通常、換金リスクが低いことから、実務対応報告で貸倒引当金に関する記載を行うべきではないとの意見、結論の背景で記載すべきとの意見に加えて、結論の背景において電子決済手段は預金と同程度に貸倒リスクが低いと記載することが望ましいなどの意見が聞かれた。
10. ここで、電子決済手段は、送金・決済手段として利用されるものであり、通常、発行者に対して払戻しの請求は行われず、財又はサービスの対価の支払のために使用される。また、仮に電子決済手段に関する流通市場が形成される場合、市場で換金することも可能である。このため、電子決済手段の債権としての性格は、利用者が払戻し請求を行う可能性が高い局面において該当するものであると考えられる。
11. 電子決済手段は、換金リスクの観点で要求払預金に類似する性格を有する資産として整理しているが、電子決済手段の機能からは、送金・決済手段として利用される通貨的な性格も有していることも踏まえると、電子決済手段の債権としての性格を捉え、これに対して貸倒引当金を計上することを求める必要性はないとも考えられる。
12. したがって、電子決済手段の評価においては、債権に対する貸倒引当金を計上する考え方を採らず、債権としての性格及び通貨的な性格を併せ持つ資産に対して、将来の特定の費用又は損失に対して企業会計原則注解(注18)で定める引当金の計上を求めることとしてはどうか。

#### **(実務対応報告における文案の検討)**

13. 電子決済手段の換金リスクは通常低いと考えられること、本資料第5項(2)から(6)で聞かれた意見を踏まえ、実務対応報告の本文においては、「電子決済手段の貸借対照表価額は、原則として、電子決済手段の券面額とする」旨のみ記載し、結論の背景において、一定の状況の場合に企業会計原則注解(注18)の計上の可否を判断することが考えられることを記載することとしてはどうか。
14. 前項の提案に基づく具体的な文案は、次のとおりである。

(HP では非公表)

**ディスカッション・ポイント**

本資料第 12 項に記載の事務局提案及び本資料第 14 項に記載の文案についてご意見を伺いたい。

以 上